

平成25年7月12日

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成25年6月14日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

一般的に、設計又は設計図書のとおりに施工されているかを確認することのみの委託を受けることを内容とする契約については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の適用対象とはならないと解されるが、照会のあった事実については、判断の基礎となる事実関係に関する情報が不足しているため、回答することは困難である。

2 当該事実と照会法令との関係に関する見解及び根拠

一般的に、設計又は設計図書のとおりに施工されているかを確認することを行う業務については、建設業法の適用対象とはならない。

一方で、「工事施工を行わないことを明示」している場合であっても、業務の実質が建設工事の請負とみなしうるときには、建設業法第3条第1項の許可が必要となり、同法第26条第1項に規定する主任技術者（同条第2項に規定する場合にあっては、監理技術者）を置かなければならない。

A社が行うこととされている業務が建設業法の適用対象となるか否かについては、A社の業務分担、責任問題等が契約書、コンソーシアム協定書等において明確にされているか、A社の分担業務の実質が建設工事の請負とみなしうるか、から判断されるものである。照会のあった事実については、A社の業務分担は明示されているものの、当該業務のうち特に「工程管理」及び運営委員会の一員としてのA社の業務について、その実質が建設工事の請負とみなしうるかを判断する情報が不足しているため、回答することは困難である。